

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の背景

我が国では、人口の急速な高齢化が進む中、疾病構造などが変化し、悪性新生物（がん）・心疾患・脳血管疾患・糖尿病・歯周病などに代表される生活習慣病の割合が増加しており、生活習慣病の発症や重症化の予防、社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上などにより、健康寿命の更なる延伸や生活の質（QOL）の向上を実現するための取り組みが一層求められています。

国では、平成25年度から「健康寿命の延伸と健康格差の縮小」、「生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底」などを健康増進の推進に関する基本的な方向として掲げた「21世紀における第2次国民健康づくり運動」（以下「健康日本21（第二次）」という。）により、国民の健康づくりを推進しています。

また、食育の推進については、健康寿命の延伸につながる食育の推進などを重点課題のテーマとした「第3次食育推進計画」が策定されています。

このような中、茨城県では、平成25年度に10年間の目指す方向を示す基本方針として、「第2次健康いばらき21プラン」を策定しました。

本市では、平成20年3月に「健やかに ひとを育み みどり豊かな まちづくり じょうそう」を将来都市像とする常総市総合計画※を策定しました。この将来都市像を実現するための分野別目標の1つである「健やかで幸福を分かち合うまち」の実現のため、平成25年3月に「生涯すべての市民が健やかで心豊かに生活できる常総市」を基本理念とした「健康プランじょうそう（以下、現計画という。）」を策定し、「健康寿命の延伸」、「生活の質の向上」、「社会環境の質の向上」を目的に生涯を通じた健康づくりの取り組みを推進してきました。また、常総市食生活改善推進員・常総市介護予防推進員・常総市シルバーリハビリ体操指導士などの協力により、市民の健康意識の向上に向けた支援を行ってきました。

このたび、現計画の中間見直し年度を迎えることから、計画の中間評価を実施し、市民の健康状況やアンケート結果などから市民の健康に関する意識を抽出するとともに、今後5年間の方針として「健康プランじょうそう（後期計画）（以下、本計画という。）」を策定するものです。

今後、全ての市民が、健康で豊かな生活を送ることができるように、市民相互の助け合い活動をすすめて、安らぎのある暮らしが実現できるように目指していきます。

総合計画※：将来における本市のあるべき姿と進むべき方向の基本的な指針であり、市議会の議決を受け、本市のまちづくりや地域経営の最上位に位置づけられるもの。

第2節 計画の目的

本市では、平成30年3月に「みんなでつくる しあわせのまち じょうそう～あの人がいるからこのまちがすき～」を将来都市像とし、「じょうそう3「た」のまちづくり～参画と継続のまちづくり～」を基本理念とした「じょうそう未来創生プラン(常総市総合計画)」を策定しました。本計画は、この将来都市像・基本理念を実現するため、施策分野の一つである「生涯にわたり市民の健康を守り、育む」という目標の実現を目的とします。市民自らが生活習慣の改善を含めた総合的な健康づくりを効果的・持続的に推進していく健康づくり計画です。

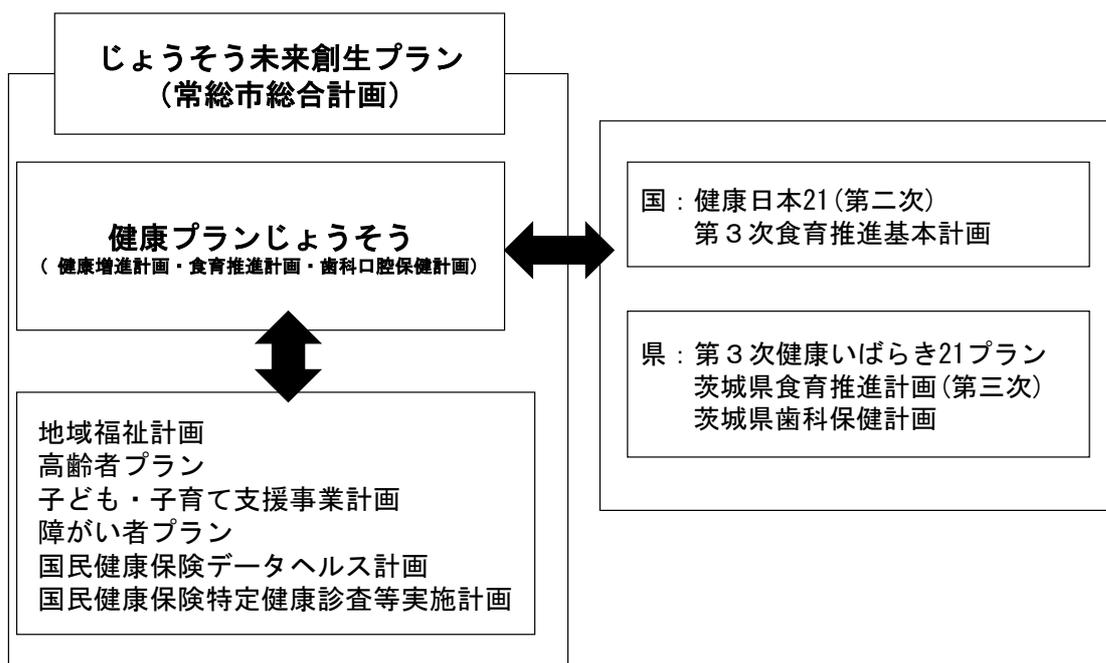
第3節 計画の位置づけ

本計画は、まちづくりの基本指針となる「じょうそう未来創生プラン(常総市総合計画)」の分野別計画として位置づけ、健康づくりにかかわる取り組みを通して、本市が目指す施策分野の目標の一つである「生涯にわたり市民の健康を守り、育む」の実現に貢献します。また、健康づくりや食育の推進は、市民と行政が協働し一体的に推進するものです。

「健康増進計画」は、健康増進法第8条第2項に規定する市町村健康増進計画に位置づけ、「健康日本21(第二次)」や「第3次健康いばらき21プラン」の主旨、常総市の特性を踏まえ策定するものです。

「食育推進計画」は、食育基本法第18条及び県食育推進基本計画に基づく市町村の食育推進計画として、「第3次食育推進基本計画」や「茨城県食育推進計画(第三次)」と整合性を図り策定するものです。

「歯科口腔保健計画」は、「茨城県歯と口腔の健康づくり8020・6424推進条例」第10条に規定する市町村歯科保健計画として「茨城県歯科保健計画」を踏まえ策定するものです。



第4節 計画の期間

本計画の計画期間は、現計画の期間のうち、後期期間の平成30年度から平成34年度(2022年度)までの5年間とします。なお、国の施策動向や社会情勢の変化などによって見直しが必要になった場合は、適宜計画を見直すものとします。

